

特別養護老人ホーム成島苑（従来型）

利用料金のご案内

令和4年10月1日現在

【介護老人福祉施設サービス費】

（1日あたりの単位数）

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
加算	施設サービス費	573	641	712	780	847
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ			22		
	個別機能訓練加算(Ⅰ)			12		
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	50	56	62	68	73
	介護職員等ベースアップ等支援加算	10	11	12	13	14
一日あたりの合計		667	742	820	895	968

※山武市は7級地で1単位あたり10.14円になりますので、上記の合計×10.14が保険請求額となり、うち1割または2割、3割が利用者負担額となります。

【居住費・食費】

（1日あたりの利用料）

居 住 費	第1段階	0	円/日
	第2段階	370	円/日
	第3段階①	370	円/日
	第3段階②	370	円/日
	第4段階	855	円/日
食 費	第1段階	300	円/日
	第2段階	390	円/日
	第3段階①	650	円/日
	第3段階②	1,360	円/日
	第4段階	1,445	円/日

※食費内訳（朝食：367 昼食：474 おやつ：100 夕食：504）

【1ヶ月（30日）あたりの利用料金目安】

（単位：円）

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合 計	第1段階	¥29,293	¥31,567	¥33,940	¥36,214	¥38,454
	第2段階	¥43,093	¥45,367	¥47,740	¥50,014	¥52,254
	第3段階①	¥50,893	¥53,167	¥55,540	¥57,814	¥60,054
	第3段階②	¥72,193	¥74,467	¥76,840	¥79,114	¥81,354
	第4段階	¥89,293	¥91,567	¥93,940	¥96,214	¥98,454
（2割負担）		¥109,586	¥114,133	¥118,880	¥123,427	¥127,907
（3割負担）		¥129,879	¥136,699	¥143,820	¥150,640	¥157,360

※第1段階から第4段階は、介護保険負担限度額を表します。介護保険負担限度額につきましては市役所への申請が必要です。

※居住費は入院・外泊された場合、7日目以降は介護保険負担限度額に関係なく第4段階（855円）となります。

※利用料金は、要介護度、介護保険負担限度額によって異なります。また、配置基準、制度改正により変更になる場合がございますので、ご了承ください。

（変更前）	要介護	負担割合	割	負担限度額	段階
（変更後）	要介護	負担割合	割	負担限度額	段階

料金・加算の説明を受け、了承いたしました。

令和 年 月 日

説明者

㊞

入居者名

代理人署名

Ⓢ (続柄)

※ その他の各種加算料金(裏面参照)

初期加算	30	単位	入所した日から起算して30日以内。(1日につき)
入院・外泊時加算	246	単位	1月あたり6日を限度として所定単位数に代えて算定する。(1日につき)
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	27	単位	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1以上、上回っている場合。但し、入居者の動向を検知できる見守り機器を導入している100分の15以上設置し、安全かつ有効に活用するための委員会を設置している場合には、最低基準を0.9以上
看護体制加算(Ⅰ)イ	6	単位	入所定員が30人以上50人以下であること。常勤の看護師を1名以上配置していること
看護体制加算(Ⅱ)イ	13	単位	看護体制加算(Ⅰ)イに該当し、看護職員数が25又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ指定介護老人福祉施設に置くべき看護職員の数に1を加えた数以上であること。また、病院等(嘱託医)との連携により24時間連絡できる体制を確保していること。
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	単位	機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練について算定する。
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	単位	個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。
栄養ケア・マネジメント強化加算	11	単位	低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、①医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察(ミールラウンド)を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること。②入所者が、退所する場合において、管理栄養士が退所後の食事に関する相談支援を行うこと。
療養食加算	6	単位	医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する療養食を提供した場合に算定する。(1食につき)
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	30	単位	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」を月に1回以上行っている場合に算定する。
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110	単位	加算(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
口腔衛生管理加算	90	単位	歯科医師又は歯科医師から指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合。職員に対する技術的助言及び指導、相談対応(1月につき)
看取り介護加算【Ⅰ】(1)	72	単位	死亡日45日前～31日前
看取り介護加算【Ⅰ】(2)	144	単位	死亡日30日前～4日前(変更なし)
看取り介護加算【Ⅰ】(3)	680	単位	死亡日前々日、前日(変更なし)
看取り介護加算【Ⅰ】(4)	1,280	単位	死亡日(変更なし)
サービス提供体制強化加算【Ⅰ】	22	単位	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上。(1日につき)
サービス提供体制強化加算【Ⅱ】	18	単位	看護・介護職員の総数の内、常勤職員に占める割合が100分の75以上。(1日につき)
サービス提供体制強化加算【Ⅲ】	6	単位	入所者に直接サービス提供する職員総数のうち勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上。(1日につき)
日常生活継続支援加算【Ⅱ】	46	単位	入所者総数のうち要介護4、要介護5の者の占める割合が100分の70以上。介護福祉士の数が、6又はその端数を増すごとに1以上。(1日につき)
若年性認知症入所者受入加算	120	単位	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合。(1日につき)
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	単位	認知症の行動・心理症状が認められ、在宅での生活が困難であり、緊急入所した場合。(1日につき)入所後7日に限る。
排せつ支援加算	100	単位	排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づき支援を継続して実施した場合。(6月以内の期間/1月につき)
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(新設)	3	単位	入所者ごとの褥瘡の発生と関連のあるリスクについて入所時に評価するとともに3月に1回褥瘡ケア計画を作成し、評価を厚生労働省に提出。
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)(新設)	13	単位	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)満たし、評価の結果、褥瘡の発生がない。

※ 各種加算の算定は各入居者様の状態により相談させていただきます。

※その他の日常生活費について

○医療費(訪問(歯科)診療・材料費・薬代)・理美容代、健康管理費（インフルエンザ予防接種代等）、施設外に依頼されるクリーニング代等

○その他、入居者の希望する趣味、嗜好品、出前等の飲食代、レクリエーション等にかかる品物代等は自費となります。

特別養護老人ホーム成島苑(ユニット型)

利用料金のご案内

令和4年10月1日現在

【介護老人福祉施設サービス費】

(1日あたりの単位数)

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
加算	施設サービス費	652	720	793	862	929
	夜勤職員配置加算【Ⅱ】イ			27		
	個別機能訓練加算			12		
	介護職員処遇改善加算【Ⅰ】	57	63	69	75	80
	介護職員等ベースアップ等支援加算	11	12	13	14	15
一日あたりの合計		759	834	914	990	1064

※山武市は7級地で1単位あたり10.14円になりますので、上記の合計×10.14が保険請求額となり、うち1割または2割、3割が利用者負担額となります。

【居住費・食費】

(1日あたりの利用料)

居 住 費	第1段階	820	円/日
	第2段階	820	円/日
	第3段階①	1,310	円/日
	第3段階②	1,310	円/日
	第4段階	2,006	円/日
食 費	第1段階	300	円/日
	第2段階	390	円/日
	第3段階①	650	円/日
	第3段階②	1,360	円/日
	第4段階	1,445	円/日

※食費内訳(朝食:367 昼食:474 おやつ:100 夕食:504)

【1ヶ月(30日)あたりの利用料金目安】

(単位:円)

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
合 計	第1段階	¥56,702	¥58,975	¥61,416	¥63,722	¥65,962
	第2段階	¥59,402	¥61,675	¥64,116	¥66,422	¥68,662
	第3段階①	¥81,902	¥84,175	¥86,616	¥88,922	¥91,162
	第3段階②	¥103,202	¥105,475	¥107,916	¥110,222	¥112,462
	第4段階	¥126,632	¥128,905	¥131,346	¥133,652	¥135,892
(2割負担)		¥149,733	¥154,280	¥159,161	¥163,774	¥168,254
(3割負担)		¥172,834	¥179,654	¥186,976	¥193,896	¥200,616

※第1段階から第4段階は、介護保険負担限度額を表します。介護保険負担限度額につきましては市役所への申請が必要です。

※居住費は入院・外泊された場合、7日目以降は介護保険負担限度額に関係なく、第4段階(2,006円)となります。

※利用料金は、要介護度、介護保険負担限度額によって異なります。また、配置基準、制度改正により変更になる場合がございますので、ご了承ください。

(変更前)	要介護	負担割合	割	負担限度額	段階
(変更後)	要介護	負担割合	割	負担限度額	段階

料金・加算の説明を受け、了承いたしました。

令和 年 月 日

説明者

⑩

入居者名

代理人署名

㊤

(続柄

)

※ その他の各種加算料金(裏面参照)

初期加算	30	単位	入所した日から起算して30日以内。(1日につき)
入院・外泊時加算	246	単位	1月あたり6日を限度として所定単位数に代えて算定する。(1日につき)
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	27	単位	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1以上、上回っている場合。但し、入居者の動向を検知できる見守り機器を導入している100分の15以上設置し、安全かつ有効に活用するための委員会を設置している場合には、最低基準を0.9以上
看護体制加算(Ⅰ)イ	6	単位	「次所定賃金が30万円以上35万円以下」であること。常勤の看護職員を1名以上配置していること
看護体制加算(Ⅱ)イ	13	単位	看護体制加算(Ⅰ)イに該当し、看護職員数が25又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ指定介護老人福祉施設に置くべき看護職員の数に1を加えた数以上であること。また、病院等(嘱託医)との連携により24時間連絡できる体制を確保していること。
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	単位	機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練について算定する。
個別機能訓練加算(Ⅱ)(新設)	20	単位	個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。
栄養ケア・マネジメント強化加算(新設)	11	単位	低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、①医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察(ミールラウンド)を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること。②入所者が、退所する場合において、管理栄養士が退所後の食事に関する相談支援を行うこと。
療養食加算	6	単位	医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する療養食を提供した場合に算定する。(1食につき)
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90	単位	歯科医師又は歯科医師から指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合。職員に対する技術的助言及び指導、相談対応(1月につき)
口腔衛生管理加算(Ⅱ)(新設)	110	単位	加算(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。(新設)
看取り介護加算【Ⅰ】(1)(新設)	72	単位	死亡日45日前～31日前(新設)
看取り介護加算【Ⅰ】(2)	144	単位	死亡日30日前～4日前(変更なし)
看取り介護加算【Ⅰ】(3)	680	単位	死亡日前々日、前日(変更なし)
看取り介護加算【Ⅰ】(4)	1,280	単位	死亡日(変更なし)
サービス提供体制強化加算【Ⅰ】	22	単位	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上。(1日につき)
サービス提供体制強化加算【Ⅱ】	18	単位	看護・介護職員の総数の内、常勤職員に占める割合が100分の75以上。(1日につき)
サービス提供体制強化加算【Ⅲ】	6	単位	入所者に直接サービス提供する職員総数のうち勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上。(1日につき)
日常生活継続支援加算【Ⅱ】	46	単位	入所者総数のうち要介護4、要介護5の者の占める割合が100分の70以上。介護福祉士の数が、6又はその端数を増すごとに1以上。(1日につき)
若年性認知症入所者受入加算	120	単位	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合。(1日につき)
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	単位	認知症の行動・心理症状が認められ、在宅での生活が困難であり、緊急入所した場合。(1日につき)入所後7日に限る。
排せつ支援加算	100	単位	排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づき支援を継続して実施した場合。(6日以内の期間)(1日につき)
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3	単位	入所者ごとの褥瘡の発生と関連のリスクについて入所時に評価するとともに3月に1回褥瘡ケア計画を作成し、評価を厚生労働省に提出。
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13	単位	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)を満たし、評価の結果、褥瘡の発生がない。

※ 各種加算の算定は各入居者様の状態により相談させていただきます。

※その他の日常生活費について

○医療費(訪問(歯科)診療・材料費・薬代)・理美容代、健康管理費（インフルエンザ予防接種代等）、
施設外に依頼されるクリーニング代等

○その他、入居者の希望する趣味、嗜好品、出前等の飲食代、レクリエーション等にかかる品物代等は自費となります。